

天童市立第二中学校 部活動方針

1 部活動基本方針

生徒がスポーツ活動や文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、調和のとれた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようにする。そのために部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的な取組みとなるようにしていく。そして顧問は、個々の生徒の個性を尊重し、集団での活動を通して社会性や規範性を身につけさせる指導を心がけるとともに、好ましい人間関係の構築を目指し、個々の生徒への指導・支援を行っていく。

また、顧問や外部指導者、保護者等は、部活動の指導における暴力・体罰・セクハラ等は人間の尊厳を否定するものであり、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうもので根絶すべきものであることを理解し、適切に指導にあたる。

さらに、学校全体として今後も部活動の指導・運営に係る体制を構築していき、学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるように検討していく。

2 部活動の休養日及び活動時間について

部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう計画する。その際、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることを踏まえて、以下の基準を原則とする。

(1) 休養日

- 平日：定時退校日を含む 1 日以上
- 週休日：日曜日を含む 1 日以上

(2) 活動時間

- 平日：2 時間程度
- 週休日等：3 時間程度

(3) 連休中の休養日

- 連休となる日数の 3 分の 1 程度の日数以上を休養日とする

(4) 長期休業中の休養日

- 土曜日、日曜日を休養日とする。大会等に参加する場合は、平日に休養日を設ける。
- ある程度長期の休養日を設ける。

(5) その他

- 始業前の部活動は禁止する。
- 定期テスト 3 日前を活動休止日とする。
- 採点や成績処理等の時間確保のためにテスト当日を活動休止日とすることもある。
- 中体連主催大会 1 ヶ月程度前から特別強化期間を設ける。その際、少なくとも週 1 日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位で休養日を振り替える。
- 活動日と地域の行事が重なった場合は、地域の行事に参加できるように配慮する。
- 部活動顧問及び部活動指導員等が不在時は活動を禁止する。会議等でやむを得ず不在の場合には、当番を決めて巡回を行うなどの配慮を行い、安全確保に努める。
- 大会参加や遠征等は、移動等を考慮すると一日単位となることが多いため、2 週連続しては行わず、月 2 回を越えない範囲での参加とする。
- 特別な事情が生じた場合には、特別許可申請を行い、校長の許可を得て実施する。

3 学校管理下外の活動について

(1) 保護者会の活動

- 部活動に保護者会が設置されている場合、顧問はその目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(2) 外部スポーツクラブの活動

- 顧問は、スポーツクラブへの部員の加入について必ず任意とし、保護者会として強制的に加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。
- 顧問は、スポーツクラブに所属して活動している部員の実態を把握するとともに、その活動が生徒の過度な負担とならないよう、クラブ関係者や保護者と連携し、理解と協力を得る。

4 事故防止について

(1) 活動場所の安全確保と健康状態の把握

- 顧問は、日常的に活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検を行う。
- 顧問は、学校管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアルを理解しておく。また、緊急時には、迅速に報告・連絡・相談のうえ、管理職の指示のもと、消防署・医療機関との連携を適切に図るとともに、明確な記録を行う。
- 顧問は、生徒の既往症を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておく。また、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

(2) 活動中に配慮すべき事項

- 顧問は、活動中にも生徒の体調管理を行うとともに、生徒の体調不良の際には、自らすぐ申し出ることができるよう、円滑なコミュニケーションを図っておく。
- 顧問は、活動時の気象情報に十分留意し、高温・多湿時や雨天時、雷や暴風雨の活動中止等の判断を的確に行う。

5 活動計画及び活動実績について

- 顧問は、毎月の活動計画を前月の最終日までに作成して提出する。
- 顧問は、毎月の活動実績を翌月の3日までに作成して提出する。

6 その他

- 部活動運営委員会は、校長、教頭、部活動顧問、保護者代表、地域のスポーツ関係者等で構成し、年1回以上開催する。
- 部活動運営委員会をとおして、活動内容や活動時間を確認するとともに、学校と保護者や地域のスポーツ関係者との連携が図られるよう理解と協力を求める。

この方針は、2019年 4月 1日より実施する。